# 消費者教育の体系化

平成18年2月22日

内閣府国民生活局

## 1.背景

## (1)消費者基本法

消費者保護基本法」が36年ぶりに改正され、新たに消費者基本法」として成立。(平成16年5月)

消費者政策の基本理念を、消費者の保護」から、消費者の権利尊重」と消費者の自立支援」へ転換。

また、推進体制を強化するため、消費者保護会議」を消費者政策会議」へ改組。

消費者政策会議は、新しい基本理念を具体化するため 消費者 基本計画」の案を作成。

## (2)消費者基本計画

国民生活審議会の審議、消費者団体や都道府県との意見交換、 国民からの意見募集等を経て、消費者政策会議において案を作成 し閣議決定(平成 17年 4月)。

消費者政策の基本理念に基づき、消費者政策の3つの基本的方向と9つの重点事項を提示。対象期間:平成17年度~21年度(5か年計画)

重点的に講ずる具体的施策を担当府省 実施時期とともに明示。

#### 消費者教育の体系化

- ・今次基本計画が目指す消費者政策の基本的方向 (2)消費者の自立のための基盤整備
- ・今次基本計画における消費者政策の重点 (6)学校や社会教育施設における消費者教育の推進 消費者教育の体系化 消費者教育を幅広くかつ、効率的・効果的に実施していくた めに、広く関係機関の協力を得て、消費者教育の体系化を図り これに基づく消費者教育の推進方策について検討する。」
  - [内閣府、文部科学省、関係省庁、国民生活センター] 平成19年度までに一定の結論を得る。

### 消費者の努力に関する規定(消費者基本法)

- ・<u>消費者は</u>、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を 修得し、及び必要な情報を収集する等<u>自主的かつ合理的に</u> 行動するよう努めなければならない。
- ・消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

消費者教育の推進に関する規定(消費者基本法)

国は、消費者の自立を支援するため、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

## 2.現状

(1)国民生活審議会消費者政策部会 平成 17年 9月~ 19年 9月

#### 検討事項

(3)消費者教育の推進

生涯を通じて消費者教育を受ける機会を充実するため、 消費者教育の体系化を図り、これに基づぐ消費者教育の 推進方策について検討する。

#### 当面の予定

平成 18年 2~3月 消費者教育の体系化(消費者教育体系化のための調査研究」) 平成 18年夏~ 消費者教育の体系化及び推進方策

## (2)消費者教育体系化のための調査研究

#### 目的

ライフステージに応じた消費者教育の基本的な系統立て

#### 実施方法 体制

- ・内閣府において請負調査を実施
- ・請負先 : 財団法人消費者教育支援センター
- ・請負先において研究会を設置

委員長 円谷 峻 (横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授)

委員 猪瀬 武則 弘前大学教育学部教授)

尾島 恭子 (金沢大学教育学部助教授)

西村 隆男 (横浜国立大学教育人間科学部教授)

御船 美智子 (お茶の水女子大学生活科学部教授)

安田 憲司 (国民生活センター教育研修部教務課)

#### オブザーバー

金融庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省、環境省金融広報中央委員会、内閣府

#### 進捗概況

- 第1回(11月28日)調査研究の進め方
- ・ 第 2回 (12月 22日 ) 法教育及び情報教育に関するヒアリング、体系化の視点について
- 第 3回 (1月 19日 ) 環境教育に関するヒアリング、消費者教育の理念について、 対象領域別の目標及びライフステージに応じた目標について
- 第 4回 (2月 10日 ) 関係団体へのアンケー I及びヒアリング報告、 対象領域別の目標及びライフステージに応じた目標について
- ・ 第 5回 (2月 24日予定) 報告書 (案)の検討
- ・ 第 6回 (3月 8日予定 ) 報告書 **寒** の検討

#### 作業の方向性

・消費者教育の理念 : 自立した消費者の育成

・ライフステージ : 幼児期、児童期 (小学生)

青年期(中学生、高校生)、社会人期、高齢期

· 対象領域 : 安全、契約 ·取引、情報、環境

・対象領域別の目標 : 消費者はどのような能力を身につければ

よいのか。

・ライフステージに応じた目標